

広 報 特 別 委 員 会

日 時 令和5年2月21日（火）
本会議終了後
場 所 第1委員会室

付議事項

1 令和5年度「ピックアップ！さんようおのだ」の出演について

2 中学生を対象とした本会議傍聴について

(1) 実施時期

(2) 実施対象者

(3) 移動方法

(4) 本会議傍聴の内容

(5) その他

3 その他

中学生を対象とした本会議傍聴による広報活動について（案）

令和5年2月21日 広報特別委員会

概 要	
	<p>広報活動とは、広く市民等に対し情報発信をしていくことである。一人でも多くの市民に市議会がいつ・どこで・どのような活動を行っているかなどを知ってもらうことも情報発信の一つであり、重要な広報活動であると言える。そこで、本会議場で行なわれる会議は、まさしく議会活動の1丁目1番地である。その会議を市内中学生を対象に傍聴してもらうことにより、議会の活動がどのように行われているのか、また、まちの諸課題がどのように解決されていくのかなどを実体験してもらう。</p>
目 的	
	<p>1. 議会基本条例第26条2の「議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めます。」の目的部分のとおり、 普段体験することのない本会議の傍聴により市議会の活動を知ってもらい興味、関心を持ってもらう。 2. 小中学校では「政治的教養を育む教育」に取り組んでおり、現代社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力や公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を養うことが求められている。<u>18歳選挙権を見据え、実際に本会議を体感しながら政治の役割等について学習することで、有権者として政治や社会への関わりを自ら考える機会になる。</u></p>
内 容	
1.実施時期	令和5年6月定例会
2.実施対象者	高千帆中学校生徒会13名
	※生徒会以外の生徒は学校で議会中継の視聴
3.移動方法	市マイクロバス
4.本会議傍聴の内容	一般質問
懸念事項	
1.傍聴席の収容人数に限界があるため市内中学生をどのように傍聴させるのか	
2.学校側は対応可能か	
3.移動はスムーズにできるのか	
4.教職員の負担はどうか	
5.継続性をどうするのか	
6.一般質問時以外も可能か	
7.議会側の受け入れ態勢は整うか	
8.傍聴中学生に対する事前参考資料は必要か	